

奈良市公報

号 外 第 20 号

平成 17 年 8 月 29 日印刷発行

発行所 奈 良 市 役 所

発行人 奈 良 市 長

編集人 総 務 課 長

印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

条 例

- 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例… 1
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 …… 2
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例 …… 2
- 奈良市税条例の一部を改正する条例 …… 2
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例 …… 4
- 奈良市建築文化賞条例を廃止する条例 …… 4
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例 …… 5
- 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す
る条例の一部を改正する条例 …… 6
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例 …… 7
- 不動産登記法の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例 …… 7

規 則

- 奈良市建築基準法施行細則及び建築基準法に基づく意
見の聴取に関する規則の一部を改正する規則 …… 7
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の
一部を改正する規則 …… 8
- 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所
得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除
外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する
規則 …… 8
- 奈良市建築文化賞条例施行規則及び奈良市建築文化賞
審査委員会規則を廃止する規則 …… 8
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則 …… 8
- 奈良市写真美術館条例施行規則及び奈良市美術館条例
施行規則の一部を改正する規則 …… 9
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正
する規則 …… 9

告 示

- 放置自転車等の保管 …… 9
- 放置自転車等の処分 …… 9
- 放置自転車等の保管 …… 10
- 住居番号の変更 …… 10
- 放置自転車等の保管 …… 10
- 生活保護法の規定による施術者の指定 …… 10
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 …… 10
- 放置自転車等の保管 …… 10

- 議会の解散 …… 11
- 放置自転車等の保管（2 件） …… 11
- 開発行為に関する工事の完了 …… 11
- 市営住宅入居者の募集 …… 11
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届
出 …… 11
- 生活保護法の規定による施術者の指定 …… 12
- 道路の位置指定 …… 12
- 一般競争入札の実施 …… 12
- 放置自転車等の保管 …… 13
- 開発行為に関する工事の完了 …… 13
- 平成 17 年度奈良市一般会計補正予算の要領 …… 13
- 奈良市排水設備指定工事店の指定 …… 14
- 奈良市排水設備指定工事店の指定取消し …… 14

訓 令 甲

- 奈良市環境検査センター放射線障害予防規程を廃止す
る訓令 …… 15
- 奈良市保健所放射線障害予防規程を廃止する訓令 …… 15

監 査

- 定期監査の結果 …… 15

公 平 委 員 会

- 職員の苦情の処理に関する規則 …… 16

公 営 企 業

- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規
程 …… 17

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市議会議員選挙を行うべき事由の発生 …… 18
- 在外選挙人名簿からの抹消 …… 18
- 奈良市長選挙を行うべき事由の発生 …… 18

条 例

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をこ
こに公布する。

平成 17 年 6 月 21 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 70 号

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261
号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の
状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。
(任命権者の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 9 月末までに、市長に対し、前

年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (5) 職員の服務の状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年9月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、市の広報紙に掲載する方法その他市長が適当と認める方法で行うものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17年 6月 21日 揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 71号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成 10年奈良市条例第 6号）の一

部を次のように改正する。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が5年を経過する際に、後任者への事務引継、前条第1項の規定により派遣された職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き5年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き5年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17年 6月 21日 揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 72号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12年奈良市条例第 4号）の一部を次のように改正する。

別表第 24項中「第 31条の2第2項第 13号ハ若しくは第 62条の3第4項第 13号ハ」を「第 31条の2第2項第 14号ハ若しくは第 62条の3第4項第 14号ハ」に改め、同表第 34項中「第 31条の2第2項第 14号ニ若しくは第 62条の3第4項第 14号ニ」を「第 31条の2第2項第 15号ニ若しくは第 62条の3第4項第 15号ニ」に改め、同表第 54項中「第 52条第9項、第 10項又は第 13項」を「第 52条第 10項、第 11項又は第 14項」に改め、同表第 71項中「第 85条第4項」を「第 85条第5項」に改め、同表第 109項中「第3条」を「第 45条」に改め、同表第 110項中「第4条」を「第 46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17年 6月 21日 揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 73号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）の一部を次のように改正する。

第 14条第1項第2号中「、年齢 65歳以上の者」を削る。
第 28条第1項中「第3項」を「第4項」に、「以下本条」を「次項及び第3項」に改め、同条第2項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附則第8条第1項中「平成 18年度」を「平成 21年度」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「事由」を「理由」に、「ないもの」を「なかつたもの」に改める。

附則第 28条の 2 第 1 項中「本項から第 3 項まで及び次条第 1 項」を「この項及び次項並びに附則第 28条の 2 の 3」に、「第 5 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項第 2 号中「附則第 28条の 2 第 4 項」を「附則第 28条の 2 第 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 28条の 2 の 4 を削る。

附則第 28条の 2 の 3 中「附則第 35条の 2 の 3 第 1 項」を「附則第 35条の 2 の 4 第 1 項」に改め、同条を附則第 28条の 2 の 4 とする。

附則第 28条の 2 の 2 第 1 項中「前条第 1 項」を「附則第 28条の 2 第 1 項」に、「附則第 18条の 2 第 2 項から第 4 項」を「附則第 18条の 3 第 1 項から第 3 項」に、「本条」を「この条」に、「同条第 5 項第 1 号」を「同条第 4 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を削り、同条を附則第 28条の 2 の 3 とする。

附則第 28条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第 28条の 2 の 2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第 37条の 10の 2 第 1 項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第 18条の 2 第 1 項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37条の 10の 2 第 1 項に規定する特定管理口座（その者が 2 以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第 18条の 2 第 2 項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第 18条の 2 第 3 項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第 1 項の規定は、令附則第 18条の 2 第 4 項で定めるところにより、第 1 項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第 28条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 29条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことにつ

いてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第 28条の 2 の 5 第 2 項中「第 4 項まで及び第 28条の 2 の 2」を「第 3 項まで及び第 28条の 2 の 3」に、「第 28条の 2 の 2 第 1 項」を「第 28条の 2 の 3」に改める。

附則第 28条の 3 第 1 項中「本条」を「この条」に改め、同条第 2 項中「第 9 項」を「第 8 項」に改め、同条第 4 項中「第 4 項まで及び第 28条の 2 の 2」を「第 3 項まで及び第 28条の 2 の 3」に、「第 28条の 2 の 2 第 1 項」を「第 28条の 2 の 3」に改め、同条第 8 項を削り、同条第 9 項中「第 7 項」を「前項」に改め、同項を同条第 8 項とする。

附則第 35条中「第 49項」の次に「、第 51項」を加え、「若しくは第 56項」を「から第 57項まで」に、「又は第 15条の 3」を「若しくは第 59項又は第 15条の 3」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 8 条の改正規定及び附則第 35条の改正規定（「第 49項」の次に「、第 51項」を加える部分に限る。）公布の日

(2) 附則第 35条の改正規定（「若しくは第 56項」を「から第 57項まで」に改める部分に限る。）水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 37 号）の施行の日

(3) 附則第 35条の改正規定（「又は第 15条の 3」を「若しくは第 59項又は第 15条の 3」に改める部分に限る。）都市鉄道等利便増進法（平成 17 年法律第 41 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第 14条第 1 項第 2 号の規定は、平成 18 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 17 年度分までの個人の市民税については、第 8 項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 平成 18 年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第 17 条第 1 項の規定の適用については、同項中「3,000 円」とあるのは、「1,000 円」とする。

3 市は、平成 18 年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であったものの所得割（新条例第 14 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項

において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第 25条の 2 第 1 項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の 3 分の 2 に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第 25条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「第 22条、第 23条及び前条」とあるのは、奈良市税条例の一部を改正する条例(平成 17年奈良市条例第 73号)附則第 2 条第 3 項」とする。

- 4 平成 19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125万円以下であり、かつ、平成 17年 1月 1日現在において年齢 65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第 17条第 1 項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。

- 5 市は、平成 19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が 125万円以下であり、かつ、平成 17年 1月 1日現在において年齢 65歳以上であったものの所得割(新条例第 14条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第 25条の 2 第 1 項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の 3 分の 1 に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第 25条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「第 22条、第 23条及び前条」とあるのは、奈良市税条例の一部を改正する条例(平成 17年奈良市条例第 73号)附則第 2 条第 5 項」とする。

- 6 新条例第 18条の規定は、第 2 項の規定の適用を受ける者に係る平成 18年度分の個人の市民税については、適用しない。

- 7 新条例附則第 28条の 2 の 2 の規定は、平成 17年 4月 1日以後に同条第 1 項に規定する事実が発生する場合について適用する。

- 8 新条例附則第 28条の 3 (所得税法等の一部を改正する法律(平成 17年法律第 21号)第 5 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32年法律第 26号。以下「新租税特別措置法」という。)第 37条の 13第 1 項第 1 号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成 17年法律第 30号)の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

- 9 新条例附則第 28条の 3 (新租税特別措置法第 37条の 13第 1 項第 4 号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が平成 17年 4月 1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

(平成 17年 6月 21日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 74号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和 34年奈良市条例第 13号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 号中「第 72条の 3 第 1 項」を「第 72条の 2 の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72条の 3 第 1 項」に、「第 72条の 2 第 1 項」を「第 72条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

第 12条の 7 第 2 号中「第 74条」を「第 72条の 2 の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 74条」に、「第 72条の 2 第 1 項」を「第 72条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

附則第 12項を次のように改める。

(平成 17年度における基礎賦課総額の特例)

- 12 平成 17年度における第 8 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第 16項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 15項の規定による交付金その他」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第 8 条の 3、第 12条の 7 及び附則第 12項の規定は、平成 17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成 17年 6月 21日揭示済)

奈良市建築文化賞条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 75号

奈良市建築文化賞条例を廃止する条例

奈良市建築文化賞条例(平成元年奈良市条例第 23号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に奈良市建築文化賞条例の規定により表彰された建築物等については、同条例第 7 条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条第 3 項中「市長は、委員会の意見を聴いて」とあるのは、「市長は」とする。

(奈良市附属機関設置条例の一部改正)

3 奈良市附属機関設置条例(昭和 28 年奈良市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市建築文化賞審査委員会の項を削る。
(平成 17 年 6 月 21 日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 6 月 21 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 76 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年奈良市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 級の項第 5 号及び第 6 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第 2 級の項第 4 号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第 5 号中「下肢」を「下肢」に改める。

別表第 3 第 1 級の項第 5 号及び第 6 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第 2 級の項第 5 号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第 6 号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第 4 級の項第 4 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 5 号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第 5 級の項第 4 号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第 5 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 6 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 7 号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第 6 級の項第 5 号中「奇形」を「変形」に改め、同項第 6 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 7 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 8 号中「及び示指」を削り、同表第 7 級の項第 6 号中「及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失つたもの又は母指以外の 4」に改め、同項第 7 号中「及び示指」を削り、同項第 9 号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第 10 号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第 8 級の項第 3 号中「手指」の次に「を失つたもの又は母指以外の 3 の手指」を加え、同項第 4 号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したものの又は母指以外の 4」に改め、同項第 5 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 6 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 7 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 8 号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第 9 号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第 9 級の項第 12 号中「を失つたもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の 3 の手指を失つたもの」を削り、同項第 13 号中「手指」の次に「の用を廃したものの又は母指以外の 3 の手指」を加え、同表第 10 級の項中第

6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 正面視で複視を残すもの

別表第 3 第 10 級の項第 7 号中「の用を廃したもの、示指を含み 2 の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の 3」を「以外の 2」に改め、同項第 8 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 10 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 11 号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第 11 級の項第 7 号中「奇形」を「変形」に改め、同項第 8 号中「1 手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同表第 12 級の項第 4 号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第 5 号中「奇形」を「変形」に改め、同項第 6 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 7 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 8 号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、同項第 12 号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同項第 9 号中「1 手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

9 1 手の小指を失つたもの

別表第 3 第 13 級の項中第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 正面視以外で複視を残すもの

別表第 3 第 13 級の項第 8 号を削り、同項第 9 号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同表第 14 級の項第 4 号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第 5 号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「及び示指」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第 2 条 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成 16 年 7 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。
(経過措置)

第 3 条 新条例第 5 条第 3 項に規定する非常勤消防団員等(以下「非常勤消防団員等」という。)が公務により、若しくは消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 16 年 6 月 30 日以前に治ったとき、又は同

日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

- 2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、適用日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第 8 級の項第 3 号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第 4 号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第 9 級の項第 13 号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第 10 級の項第 7 号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は 1 手の母指若しくは」と、同表第 11 級の項第 8 号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は 1 手の示指の用を廃したもの」と、同表第 12 級の項第 10 号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第 13 級の項第 7 号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「の」とあるのは「の又は 1 手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第 14 級の項第 6 号及び第 7 号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

- 3 旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替後の新条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

- 4 旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第 4 条 非常勤消防団員等が平成 16 年 6 月 30 日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡し

た場合における旧条例第 10 条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

- 2 非常勤消防団員等が適用日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、又は当該期間において新条例第 11 条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第 12 条第 4 項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第 10 条の規定による遺族補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

- 3 旧条例第 10 条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替後の新条例」という。）第 10 条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第 10 条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替後の新条例第 10 条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

- 4 旧条例第 10 条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替後の新条例第 10 条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第 10 条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替後の新条例第 10 条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

（平成 17 年 6 月 21 日掲示済）

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 6 月 21 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 77 号

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年奈良市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	264	359	459	を	「	266	361	461	に改
		249	334	424			251	336	426	
		229	304	384			231	306	386	

める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市非常勤消防団員に係る

退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

（平成 17 年 6 月 21 日揭示済）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 6 月 21 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 78 号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成 15 年奈良市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（助産施設）

第 4 条の 2 市立奈良病院は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 36 条の規定に基づく助産施設とする。

附 則

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 6 月 21 日揭示済）

不動産登記法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 79 号

不動産登記法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

- (1) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
J R 奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（昭和 63 年奈良市条例第 21 号）第 17 条第 1 項及び第 3 項
- (2) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成 11 年奈良市条例第 28 号）第 17 条第 1 項及び第 3 項
- (3) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例

（昭和 63 年奈良市条例第 22 号）第 17 条第 1 項及び第 3 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17 年 6 月 21 日揭示済）

規 則

奈良市建築基準法施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 6 月 16 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 70 号

奈良市建築基準法施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

（奈良市建築基準法施行細則の一部改正）

第 1 条 奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 10 条の 5 第 1 項」を「第 10 条の 4 の 2 第 1 項」に改める。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「第 1 条の 3 第 9 項第 3 号」を「第 1 条の 3 第 11 項第 3 号」に改め、同項第 3 号及び同条第 2 項中「第 1 条の 3 第 9 項」を「第 1 条の 3 第 11 項」に改める。

第 6 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 1 条の 3 第 10 項第 3 号」を「第 1 条の 3 第 12 項第 3 号」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「第 1 条の 3 第 10 項」を「第 1 条の 3 第 12 項」に改める。

第 6 条の 3 の見出し及び同条第 1 項中「第 1 条の 3 第 11 項第 4 号」を「第 1 条の 3 第 13 項第 4 号」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「第 1 条の 3 第 11 項」を「第 1 条の 3 第 13 項」に改める。

第 6 条の 4 の見出し及び同条第 1 項中「第 1 条の 3 第 12 項第 2 号」を「第 1 条の 3 第 14 項第 2 号」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「第 1 条の 3 第 12 項」を「第 1 条の 3 第 14 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 3 項」に改める。

第 15 条中「市内全域」を「大和都市計画区域内」に改める。

第 17 条の見出しを「〔磁気ディスク等による手続きができる区域の指定〕」に改める。

（建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改正）

第 2 条 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和 49 年奈良市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 10 条第 2 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 17年 6月 16日揭示済)

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 71号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和 49年奈良市規則第 24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 31条の 2 第 2 項第 13号ハ、第 62条の 3 第 4 項第 13号ハ」を「第 31条の 2 第 2 項第 14号ハ、第 62条の 3 第 4 項第 14号ハ」に改める。

第 8 条中「第 31条の 2 第 2 項第 13号ハ及び第 62条の 3 第 4 項第 13号ハ」を「第 31条の 2 第 2 項第 14号ハ及び第 62条の 3 第 4 項第 14号ハ」に改める。

別記第 1 号様式中「第 31条の 2 第 2 項第 13号ハ」を「第 31条の 2 第 2 項第 14号ハ」に、「第 62条の 3 第 4 項第 13号ハ」を「第 62条の 3 第 4 項第 14号ハ」に改める。

別記第 3 号様式中「第 31条の 2 第 2 項第 13号ハ」を「第 31条の 2 第 2 項第 14号ハ」に、「第 62条の 3 第 4 項第 13号ハ」を「第 62条の 3 第 4 項第 14号ハ」に改める。

別記第 4 号様式中「第 31条の 2 第 2 項第 13号ハ」を「第 31条の 2 第 2 項第 14号ハ」に、「第 62条の 3 第 4 項第 13号ハ」を「第 62条の 3 第 4 項第 14号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 17年 6月 21日揭示済)

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 72号

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則（昭和 49年奈良市規則第 25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二、第 62条の 3 第 4 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二、第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二」に、「第 62条の 3 第 4 項第 14

号二」を「第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改め、同条第 2 項第 5 号中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二又は第 62条の 3 第 4 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二又は第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項第 2 号中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二又は第 62条の 3 第 4 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二又は第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改める。

別記第 1 号様式中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二」に、「第 62条の 3 第 4 項第 14号二」を「第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改める。

別記第 2 号様式中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二」に、「第 62条の 3 第 4 項第 14号二」を「第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改める。

別記第 3 号様式中「第 31条の 2 第 2 項第 14号二」を「第 31条の 2 第 2 項第 15号二」に、「第 62条の 3 第 4 項第 14号二」を「第 62条の 3 第 4 項第 15号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 17年 6月 21日揭示済)

奈良市建築文化賞条例施行規則及び奈良市建築文化賞審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 73号

奈良市建築文化賞条例施行規則及び奈良市建築文化賞審査委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市建築文化賞条例施行規則（平成元年奈良市規則第 14号）
- (2) 奈良市建築文化賞審査委員会規則（平成元年奈良市規則第 13号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（奈良市建築文化賞条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に奈良市建築文化賞条例（平成元年奈良市条例第 23号）の規定により表彰された建築物等については、この規則による廃止前の奈良市建築文化賞条例施行規則第 6 条及び別記様式の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

(平成 17年 6月 21日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 74号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成 14年奈良市規則第 43号）の

一部を次のように改正する。

第 60 条庶務係の部分中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条指導係の部分に次の 1 号を加える。

- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に関すること。

第 60 条審査係の部分の第 9 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 6 月 21 日揭示済)

奈良市写真美術館条例施行規則及び奈良市美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 75 号

奈良市写真美術館条例施行規則及び奈良市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市写真美術館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良市写真美術館条例施行規則（平成 7 年奈良市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「属する月の初日前 6 箇月に当たる日」を「6 箇月前に当たる日の属する月の第 1 日曜日（その日が休館日に当たるときは、第 2 日曜日）」に改め、同条第 3 項中「午前 9 時 30 分」を「午前 10 時」に改める。
(奈良市美術館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市美術館条例施行規則（平成 15 年奈良市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「属する月の初日前 1 年に当たる日」を「1 年前に当たる日の属する月の第 1 日曜日（その日が休館日に当たるときは、第 2 日曜日）」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 6 月 28 日揭示済)

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 76 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 62 年奈良市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、同条第 10 号中「第 54 条の 2」を「第 52 条の 2」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 職員の苦情の処理に関する規則（平成 17 年奈良市公平委員会規則第 3 号）の規定に基づき、公平委員会の事情聴取等に応じる場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 6 月 28 日揭示済)

告 示

奈良市告示第 390 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 16 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 16 日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742-34-1111 代表

(平成 17 年 6 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 391 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 20 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 7月 5日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 3月 2日から同月 3日まで、同月 8日から同月 10日まで、同月 15日から同月 16日まで、同月 23日から同月 24日まで及び同月 28日

(平成 17年 6月 20日揭示済)

奈良市告示第 392号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 6月 21日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 6月 21日揭示済)

奈良市告示第 393号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条例第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 6月 21日揭示済)

奈良市告示第 394号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 6月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 6月 22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 6月 22日揭示済)

奈良市告示第 395号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 6月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
江口理温	奈良市尼辻中町 1- 4	泰平楽	奈良市芝辻町四丁目 12- 11 ハイツ上村 101号	平成 17年 6月 20日

(平成 17年 6月 22日揭示済)

奈良市告示第 396号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により告示します。

平成 17年 6月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の 氏 名	医療機関 の名称	医療機関 の所在地	診療科目	指 定 年月日
藤井美和	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643	耳鼻咽喉科（聴覚障害）	平成 17年 5月 27日
伊集院信夫	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50- 1	眼科（視覚障害）	平成 17年 6月 8日
高橋信行	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50- 1	内科(肢体不自由)	平成 17年 6月 10日
柏井浩希	柏井クリニック	奈良市芝辻町四丁目 13- 3	泌尿器科（じん臓機能障害・ぼうこう機能障害）	平成 17年 6月 16日

(平成 17年 6月 22日揭示済)

奈良市告示第 397号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈

良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 23 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 23 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 398 号

議会の解散について

平成 17 年 6 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

平成 17 年 6 月 22 日、貴職より平成 17 年 6 月奈良市定例議会において私に対し不信任の議決をした旨の通知があったので、地方自治法第 178 条第 1 項後段の規定により議会を解散した。

(平成 17 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 399 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 24 日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 400 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 27 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 27 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 401 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 6 月 27 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17 年 4 月 25 日 奈良市指令都整開第 05A- 6 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17 年 6 月 27 日 第 935 号

(2) 公共施設 平成 17 年 6 月 27 日 第 400 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 1568 番地の 1、1568 番地の 2、1568 番地の 3、1568 番地の 4、1568 番地の 5、1568 番地の 6 及び 1569 番地の 4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63 号

三和住宅株式会社

代表取締役 小林 茂樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町 1568 番地の 1 の一部、1568 番地の 2 の一部、1568 番地の 3 の一部、1568 番地の 4、1568 番地の 5、1568 番地の 6 の一部及び 1569 番地の 4 の一部

(2) 下水道

奈良市押熊町 1568 番地の 1 の一部、1568 番地の 2 の一部、1568 番地の 3 の一部及び 1568 番地の 6 の一部

(平成 17 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 402 号

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17 年 6 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 403 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		廃 止 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
荒川 康	奈良市鳥見町二丁目 7 - 16	えんじゅ鍼灸接骨院（荒川康）	奈良市北之庄町 736- 1	平成 17年 6月 30日

(平成 17年 6月 28日揭示済)

奈良市告示第 404号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 6月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
島本敏正	奈良市大宮町四丁目 462- 1 ダイヤパレス新大宮 904	えんじゅ鍼灸接骨院	奈良市北之庄町 736- 1	平成 17年 7月 1日
北野雅之	奈良市法蓮町 567 - 6 ヴィラージュ一条 A 202号	北野整骨院	奈良市法蓮町 334 - 1 フォレストヒルズ一条 103号	平成 17年 6月 27日

(平成 17年 6月 28日揭示済)

奈良市告示第 405号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 6月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市大宮町六丁目 3 番地の 10 藤本ビル 2 F		
申請者氏名	株式会社新日本ハウス 代表取締役 梅原 孝博		
道路の位置	奈良市西登美ヶ丘六丁目 422 番地の 1 の一部		
道路の幅員	最大 4.02m 最小 4.02m		
道路の延長	21.37m		

指定年月日	平成 17年 6月 29日
指 定 番 号	第 17005号

(平成 17年 6月 29日揭示済)

奈良市告示第 406号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 6月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 件名 奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙ポスター
掲示場製作・設置及び撤去業務委託
- (2) 委託場所 奈良市内一円
- (3) 委託期間 約 50日間
- (4) 委託の概要 ポスター掲示場製作・設置及び撤去一式（690箇所）
- (5) 予定価格 61,400円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、塗装業の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所：奈良市財務部監理課

なお、設計図書は貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所入札室

平成 17年 7月 4日 午前 9 時

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第

2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 7 月 1 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 7 月 1 日午後 5 時までに入札参加申請者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

(平成 17 年 6 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 407 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 6 月 29 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 6 月 29 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 6 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 408 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 6 月 29 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17 年 3 月 30 日 奈良市指令都整開第 04A- 5 7 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 17 年 6 月 29 日 第 936 号
- (2) 公共施設 平成 17 年 6 月 29 日 第 401 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町西四丁目 550 番地の 6、550 番地の 7、550 番地の 31、550 番地の 32 及び 550 番地の 34

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東登美ヶ丘五丁目 14 番 30 号
三木 武彦
奈良市四条大路二丁目 2 番 13 号
有限会社いこま住研
取締役 生駒 堅治

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町西四丁目 550 番地の 6、550 番地の 7 及び 550 番地の 34 の各一部

(平成 17 年 6 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 409 号

平成 17 年 6 月 29 日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17 年 6 月 29 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 平成 17 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 17 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 17 年度奈良市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 260,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,581,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、『第 1 表

歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰 越 金		千円 —	千円 260,000	千円 260,000
	1 繰 越 金	—	260,000	260,000
歳 入 合 計		109,321,900	260,000	109,581,900

(註) 「第 20款 諸収入」、「第 2款 市債」を「第 2款 諸収入」、「第 2款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 11,476,696	千円 260,000	千円 11,736,696
	5 選 挙 費	111,165	260,000	371,165
歳 出 合 計		109,321,900	260,000	109,581,900

(平成 17年 6月 29日揭示済)

平成 17年 6月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市告示第 410号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。

1 指定年月日

平成 17年 6月 30日

2 指定工事店名

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代 表 者 又は氏名
市 内	1	第 324号	奈良市上深川町 101番地	神殿商店	神殿 任之
	2	第 325号	奈良市南田原町 656番地	有限会社 丸長	廣岡 久司
	3	第 326号	奈良市左京一丁目 1番地の 17	平成建設	丸谷 康仁
	4	第 327号	奈良市都祁白石町 119番地の 226	クボニシ建設	久保西啓典
	5	第 328号	奈良市神殿町 156番地の 1	有限会社 桶七商店	吉田 実
	6	第 329号	奈良市法華寺町 127番地	株式会社 サン・エス	長尾 英幸
市 外	7	第 330号	大和郡山市新木町 36番地の 2	山本設備	山本 昌晴
	8	第 331号	大和郡山市丹後庄町 60番地の 3	有限会社 ウイング	太田 隆男
	9	第 332号	天理市丹波市町 59番地の 1	南 設備	寺南 良彦
	10	第 333号	天理市長滝町 210番地	ニシダ設備	西田 武彦
	11	第 334号	御所市大字元町 493番地の 180	福島設備	福島 久雄
	12	第 335号	大和高田市東三倉堂町 1番 32号	池上住宅設備	池上 元祥
	13	第 336号	橿原市兵部町 2 番 2 号	株式会社 松本組	松本 吉子
	14	第 337号	橿原市光陽町 27番地	株式会社 博電工業	山口 照博

(平成 17年 6月 30日揭示済)

2 指定工事店

(1) 指定番号 第 91号

店舗の所在地 奈良市古市町 1219番地

会社名 北浦組

代表者 北浦 弘行

(2) 指定番号 第 146号

店舗の所在地 奈良市大平尾町 765番地

会社名 相和工業有限会社

代表者 代表取締役 中 秀嗣

(3) 指定番号 第 275号

店舗の所在地 奈良市芝辻町四丁目 8 番 6 号

奈良市告示第 411号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 17年 6月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 取消し年月日

平成 17年 6月 30日

会社名 積和建設奈良株式会社
代表者 代表取締役 伊藤 良彦
(平成 17 年 6 月 30 日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 9 号

環境検査センター
奈良市環境検査センター放射線障害予防規程を廃止する
訓令を次のように定める。
平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
奈良市環境検査センター放射線障害予防規程を廃止
する訓令
奈良市環境検査センター放射線障害予防規程（平成 8 年
奈良市訓令甲第 4 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。
(平成 17 年 6 月 28 日揭示済)

奈良市訓令甲第 10 号

保 健 所
奈良市保健所放射線障害予防規程を廃止する訓令を次の
ように定める。
平成 17 年 6 月 28 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
奈良市保健所放射線障害予防規程を廃止する訓令
奈良市保健所放射線障害予防規程（平成 14 年奈良市訓
令甲第 6 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。
(平成 17 年 6 月 28 日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に
基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公
表します。

平成 17 年 6 月 30 日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇

国際交流室

監査結果公表日 平成 17 年 6 月 7 日（奈良市監査委員告
示第 7 号）

措置結果通知日 平成 17 年 6 月 17 日

【監査の結果】	【措置の内容】
平成 16 年度奈良市国際交 流ボランティア協会運営補	平成 17 年度奈良市国際 交流ボランティア協会運

助金の交付においては、「
当協会事業を円滑に行う
ため」という理由書が添付
され、全額前金払されてい
る。前金払については、奈
良市補助金等交付規則第
17 条第 1 項ただし書で認
められているが、補助金
は原則として完了払であ
ることから、前金払にあ
たっては、その理由を具
体的かつ明確に記載させ
るとともに、当該課にお
いてもその必要性と交付
時期を十分精査されたい。

営補助金の前金払申請に
あたり、その理由を具体
的かつ明確に記載した理
由書を添付するよう指導
するとともに、その必要
性と交付時期を十分精査
いたします。

人 事 課

監査結果公表日 平成 17 年 6 月 7 日（奈良市監査委員告
示第 7 号）

措置結果通知日 平成 17 年 6 月 17 日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 職員の派遣研修に係る 旅費については人事課にお いて支給されるが、6 級職 以下の職員の宿泊を要する 旅行命令において、奈良市 事務専決規程第 4 条に規定 する所属部長による専決が なされていない事例が 3 件 見受けられた。旅費の執行 にあたっては、市外旅行命 令簿と旅費請求書とを照合 することになっているので、 確認行為を怠る事のないよ う注意されたい。	所属長への派遣研修通 知における事務手続きの 説明内容に明記する。 また、旅行命令簿の提 出時において確認事務を 的確に行う。 なお、本件 3 件分につ いては、指摘後、関係所 属に報告し、所属部長の 専決を受け、旅行命令簿 の提出を受けた。
(2) 郵便切手の保有残高に おいて、次年度への繰越額 が年間使用額を上回り多額 となっている。 今後は年間使用額を精査 し、計画的な予算執行をさ れたい。	使用状況及び今後の使 用見込により必要に応じ 計画的に購入し管理する。

納 税 課

監査結果公表日 平成 17 年 6 月 7 日（奈良市監査委員告
示第 7 号）

措置結果通知日 平成 17 年 6 月 10 日

【監査の結果】	【措置の内容】
市税の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において4,984,872,354円となっている。 その主なものは、固定資産税 2,395,233,954円、市民税（個人）1,251,381,263円、特別土地保有税 723,233,919円である。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	・徴収強化月間の設定 滞納繰越事案はもとより、新たな滞納者をつくらぬという方針のもと、徴収強化月間（11月、12月、3月、4月、5月）を設定しました。 特に5月・12月は日曜日出勤で（延べ8日間）電話及び臨戸徴収により一層の徴収強化を図り徴収率の向上に努める。 ・市税等徴収緊急対策本部の設置 構成は、7級以上の職員で組織され徴収率の向上に努める。 今後とも市財源の確保、税負担の公平性確保のため、尚一層の徴収努力を続けてまいります。

介護保険課

監査結果公表日 平成 17年 6月 7日（奈良市監査委員告示第 7号）

措置結果通知日 平成 17年 6月 20日

【監査の結果】	【措置の内容】
介護保険料（第 1号被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において64,257,100円となっている。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	介護保険料（第 1号被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時以降 497,600円収納した。 今後においても、電話催告・訪問徴収の強化により収入未済の解消に努める。

（平成 17年 6月 30日揭示済）

公平委員会

職員の苦情の処理に関する規則をここに公布する。

平成 17年 6月 28日

奈良市公平委員会
委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第 3号

職員の苦情の処理に関する規則

（趣旨）

第 1条 この規則は、地方公務員法（昭和 25年法律第 261号。以下「法」という。）第 8条第 2項第 3号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第 4条第 1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情（当該職員に係るものに限る。以下「苦情」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公平委員会に対する苦情相談）

第 2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 法第 28条の 4 又は第 28条の 5 の規定に基づく採用に関する苦情相談

（職員相談員）

第 3条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会事務局の職員のうちから苦情相談を受ける者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

（事案の処理）

第 4条 公平委員会は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置（以下「事案の処理」という。）を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和 39年奈良市公平委員会規則第 2号）第 2条第 2項の規定による提出、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和 39年奈良市公平委員会規則第 3号）第 5条第 1項の規定による受理又は地方公務員災害補償法（昭和 42年法律第 121号）第 51条第 5項の規定により適用される行政不服審査法（昭和 37年法律第 160号）第 22条第 1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第 5条 公平委員会は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成）

第 6条 公平委員会は、事案ごとに公平委員会事務局の職員に、その概要及び処理状況について記録を作成させるものとする。

（秘密の保持）

第 7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他

の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、公平委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し公平委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第9条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 6月 28日から施行する。

(平成 17年 6月 28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 10号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 6月 17日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和 60年奈良市水道局管理規程第 3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 12条関係）

給 水 装 置 修 繕 費 算 出 表

(1) 漏水

区 分	労 務 費	材 料 費
パッキン取替	1,590 円	無料
給水栓取替	1,900	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区 分		労 務 費						材 料 費
		継 手 工	管連絡工	普 通 土 掘 削 工		コンクリート掘削工		
				掘削土量が 0.06㎡以下 のもの	掘削土量が 0.06㎡を超 えるもの	掘削土量が 0.06㎡以下 のもの	掘削土量が 0.06㎡を超 えるもの	
鉛 管 類	口径 耗	円	円	円	円	円	円	管理者が定める 単価表による。
	13	2,270	1,900	840	2,110	990	2,420	
	20	2,870	2,710					
	25	3,300	3,530					
	40	4,650	5,430	2,810		3,220		
50	5,670	6,790						
ビ ニ ル 管 類	13	490	1,900	840	2,110	990	2,420	
	20	990	2,710					
	25		3,530					
	40	1,490	5,430	2,810		3,220		
	50	1,990	6,790					
銅 管 類	13	1,120	1,900	840	2,110	990	2,420	
	20		2,710					
	25		3,530					
	40		5,430	2,810		3,220		
	50	1,300	6,790					

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17年 7月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成 17年 6月 17日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 66号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 178条第 1 項後段の規定により平成 17年 6月 24日に奈良市長が奈良市議会を解散したので、公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 33条第 2 項の規定により奈良市議会議員選挙を行うべき事由が生じました。

平成 17年 6月 24日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

(平成 17年 6月 24日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 67号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 6月 26日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 6月 27日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 17年 6月 27日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 6月 27日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 68号

奈良市長から退職の申立てがあったことにつき、平成 17年 6月 27日公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 111条第 1 項第 4 号の規定による通知を受けたので、同法第 114条本文の規定により奈良市長選挙を行うべき事由が生じました。

平成 17年 6月 27日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

(平成 17年 6月 27日揭示済)